



税理士 重光 善夫

ふるさと納税制度について

Q

最近、「ふるさと納税」という言葉をよく聞きます。私もふるさと納税をすると返礼品が送られてくると聞いたので、ふるさと納税を試してみようと思っているのですが、どのような制度なのか簡単に説明してください。

A. ふるさと納税制度とは、「納税」という言葉が使われていますが、実際には都道府県や市町村への「寄附」のことです。これらの自治体に対して寄附をすると、その寄附金額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度のことです(2,000円は自己負担額となります)。

この控除を受けるためには、原則としてふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要となります。ただし、本来確定申告が不要な給与所得の方などは、わざわざふるさと納税のためだけに確定申告をしなくていいよう、ふるさと納税先が5団体以内の場合で、ふるさと納税先団体に申請することにより控除を受けることができる手続の特例(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」といいます)があります。

よくあるケースとしては、「ふるさと納税」をパソコンやスマホで検索すると、多くのふるさと納税サイトが見つかります。そのサイト内には、デパートのようにさまざまな返礼品が並んでいます(返礼品のないものもあります)。その返礼品の中から自分が欲しいものを選んで寄附を申し込むという場合です。

ふるさと納税の主な注意点は次の3点です。

- ①住んでいる自治体に寄附をしても返礼品は受け取れません。
- ②控除額には一定の上限(限度額)があります。
- ③税金から控除されるための手続きが必要です。

控除限度額の計算は、とてもわかりにくく複雑ですので、インターネットのホームページ上において、さまざまな「ふるさと納税 控除限度額計算シミュレーション」がありますから、そちらを大まかな目安として参考にしてください。

確定申告書を提出される方は、申告書の計算において寄付金控除の計算を行って申告しますが、給与所得者等で①確定申告の必要がなく、②寄附した自治体が5か所以下で、③その自治体すべてに「ワンストップ特例の申請」をした場合、確定申告は不要となります。

税理士
から一言

「ワンストップ特例を申請しましたが、医療費控除等の追加分の控除があるので確定申告することとなった場合、どうすればいいですか?」とよく聞かれます。その場合は、確定申告においてふるさと納税をした寄附金をすべて記載して確定申告をすることとなります。確定申告をすることでワンストップ特例申請は無効になります。なお、確定申告時に寄附金を記載しないと、ふるさと納税の恩恵(減税)を受けられなくなりますのでご注意ください。